



遺言によるご寄付（遺贈）

遺産の一部または全部を、「公益財団法人メイク・ア・ウィッシュオブ ジャパン」に託していただくご寄付のかたちです。「遺贈」のご意志は、遺言書をのこすことで、法的に定められた相続人以外にも、特定の人や団体に贈ったり、寄付したりすることができます。

遺言によるご寄付の流れ

1. 公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンにご連絡（任意）

遺言によるご寄付をしていただける方（以下「貴方」といいます。）が当団体にご連絡をいただくことで、当団体の資料や遺贈の実務に関するアドバイスをご提供させていただきます。ご希望があれば当団体にて貴方に専門家をご紹介しますこともできます。

2. 遺言執行者を選任

遺言書の中で、遺言の内容を具体的に実現する「遺言執行者」を選任してください。「遺言執行者」には、弁護士、司法書士、行政書士、税理士などの専門家をご指定することを当団体としてはお勧めいたします。

3. 遺言書の確認（任意）

法的に有効か不安な場合は、貴方が作成した遺言書の内容を事前に当団体が確認することもできます。貴方のご要望に応じて、当団体の資料の送付や遺贈の実務に関するアドバイスをご提供させていただきます。ご希望があれば、当団体にて貴方に専門家をご紹介しますこともできます。

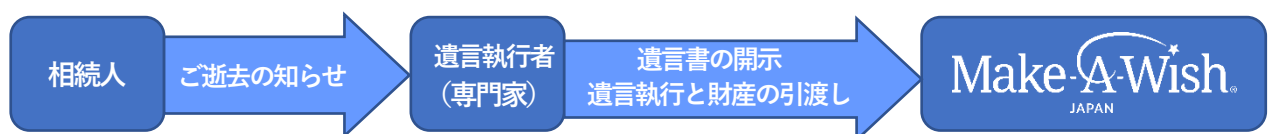
4. 遺言書の作成

遺言書は公正証書として作成することを当団体としてはお勧めいたします。公正証書を作成する場合は、貴方のお住まいの最寄りの公証役場にご相談ください。必要に応じて弁護士、司法書士、行政書士、税理士などの専門家にご相談ください。

5. 遺言書の保管中のご連絡（任意）

貴方が遺言書で当団体に遺贈する旨を定めた場合には、その旨を当団体にお知らせいただければ、ご要望に応じて、当団体発行の活動報告を無償で送付させていただきます。

遺言の執行



ご留意点について

- 法的に有効な遺言書を作成ください。
- 遺留分にご注意ください。

兄弟姉妹以外の法定相続人（配偶者、子（または孫）、直系尊属（父母・祖父母など）は、「遺留分」が民法で保障されています。

遺贈をご検討される際、ご寄付の金額や遺贈の割合（全財産のうち何%といった指定も可能）は相続人の遺留分にご配慮のうえ、遺留分を侵害しない範囲でご指定ください。

- 遺贈先を「公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン」と正確にお書きください。
- 「遺言執行者」をご指定ください。
- 当団体では、不動産、有価証券など、現金以外の財産もご寄付としてお受けいたします。

不動産・有価証券の場合は、課税される場合がございますので、できる限り遺言書作成前に、当団体にご連絡ください。（当団体に登録免許税や譲渡益に関する税金等が発生する場合がありますためです。）必要に応じて貴方において専門家にもご相談ください。